

府中市コミュニティ・スクール連絡協議会規約

平成30年11月27日制定

(名称)

第1条 この会は、府中市コミュニティ・スクール連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について、熟議や情報交換等を行うことにより、互いに連携・協力しながらコミュニティ・スクールの取組みを一層充実・発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は前条の目的を達成するため次の掲げる内容に係る事業を行う。

- (1) コミュニティ・スクールの推進に関する熟議
- (2) コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換
- (3) コミュニティ・スクールの推進に関する普及・啓発
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 連絡協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学校運営協議会の会長・副会長及び学校運営協議会委員
- (2) 学校運営協議会を設置する市内公立学校の校長・教頭及び担当職員
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他、連絡協議会の目的に賛同し、かつ会長が連絡協議会の目的のために必要と認めたる者

(役員)

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長(1名)
 - (2) 副会長(3名)
- 2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、後任を選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(事務局)

第7条 連絡協議会は、会長の総理の下、連絡協議会の会務を処理するための事務局を置く。

2 事務局は、教育委員会事務局に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則、この規約は、平成30年11月27日から施行する。